

教育委員会提出議案

第20号議案

豊島区立教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月28日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立教育センター処務規則の一部を改正する規則

豊島区立教育センター処務規則(昭和62年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分掌事務等)

第2条 センターの担当係長及び指導主事の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育センターの管理運営に関すること。
- (2) 日本語指導に関すること。
- (3) スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。
- (4) 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (6) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関すること。
- (7) 特別支援教育に関すること。
- (8) スクールカウンセリングに関すること。
- (9) ICT を活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(10) ICT を活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(11) ICT を活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(12) センターの庶務に関すること。

第5条第2項中「担当係長」を「担当係長及び指導主事」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

令和5年度より教育センターに指導主事を配置するため、所要の改正を行う。

豊島区立教育センター処務規則（昭和62年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 センターの担当係長の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育センターの管理運営に関すること。</p> <p>(2) 日本語指導に関すること。</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。</p> <p>(4) 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。</p> <p>(5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。</p> <p>(6) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関すること。</p> <p>(7) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(8) スクールカウンセリングに関すること。</p> <p>(9) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>(10) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 センターの担当係長及び指導主事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育センターの管理運営に関すること。</p> <p>(2) 日本語指導に関すること。</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。</p> <p>(4) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。</p> <p>(5) 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。</p> <p>(6) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関すること。</p> <p>(7) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(8) スクールカウンセリングに関すること。</p> <p>(9) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>(10) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p>

(11) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(12) センターの庶務に関すること。

第3条～4条 (略)

(職責)

第5条 所長及び担当課長は、教育部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長は、所長又は担当課長の命を受け、担当の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受け、担当係長の担当事務のうち特定の事務を処理する。

4 前3項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(11) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(12) センターの庶務に関すること。

第3条～4条 (略)

(職責)

第5条 所長及び担当課長は、教育部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長及び指導主事は、所長又は担当課長の命を受け、担当の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受け、担当係長の担当事務のうち特定の事務を処理する。

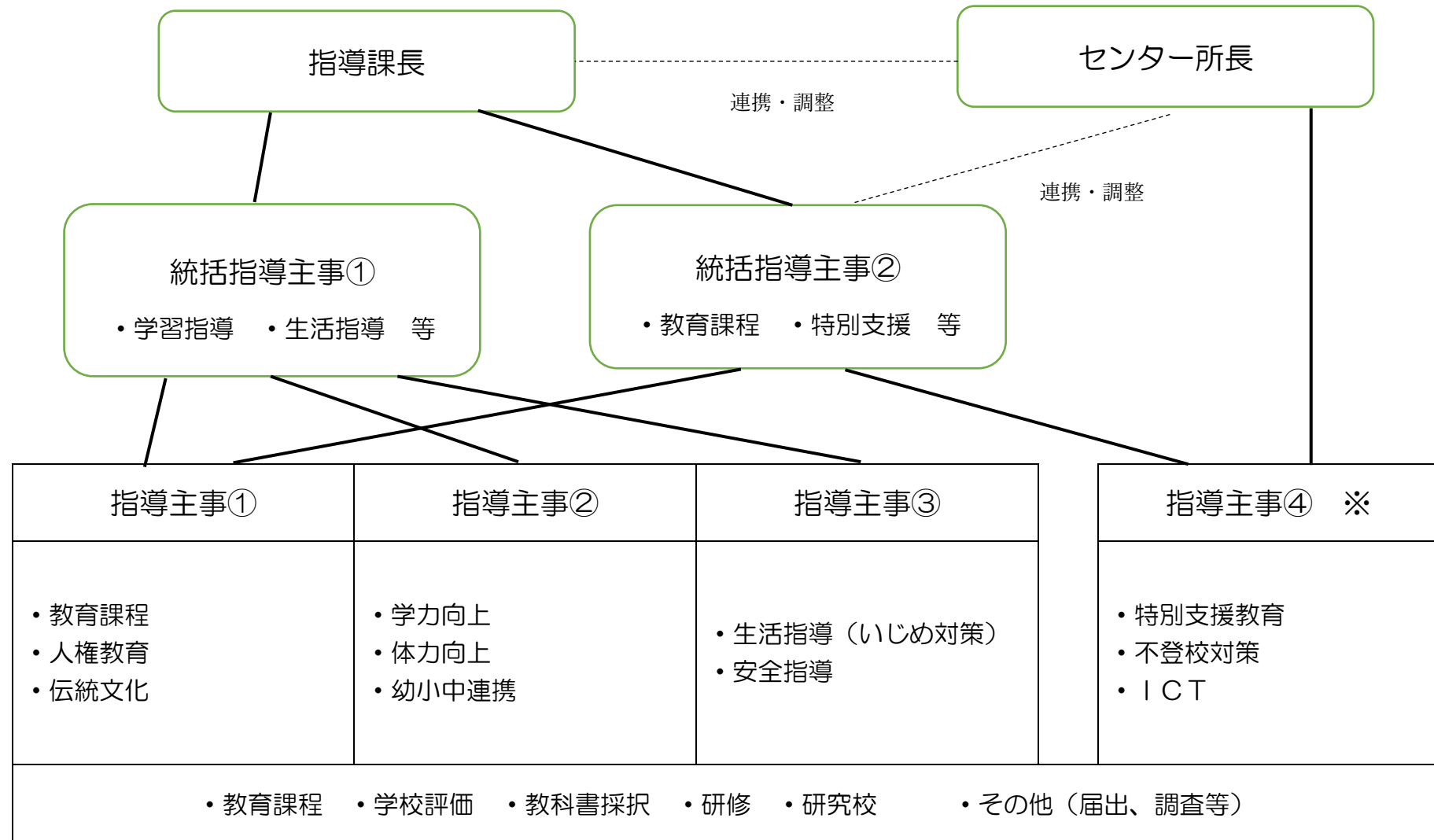
4 前3項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

附 則 (令和5年3月●日教委規則第●号)

この規則は令和5年4月1日から施行する。

令和 5 年度 指導課・教育センター指導主事 分掌表

20230322



※ 指導主事④は、教育センターに本務として所属し、指導課を兼務する。